

電話等サービス契約約款 【現改比較表】 2020年3月31日現在

～2020年4月30日

2020年5月1日～

目次

第1条～第43条（略）

第44条～第53条の2（略）

第54条（略）

別記～附則（略）

目次

第1条～第43条（略）

[第43条の2 サービスの廃止](#)

第44条～第53条の2（略）

[第53条の3 契約者に対する通知](#)

第54条（略）

別記～附則（略）

～2020年4月30日	2020年5月1日～
<p>第1条～第43条（略）</p>	<p>第1条～第43条（略）</p> <p><u>(サービスの廃止)</u></p> <p><u>第43条の2 当社は、電話等サービスの全部又は一部を廃止することがあります。</u></p> <p><u>2 前項の規定による電話等サービスの全部又は一部の廃止があったときは、その電話等サービスの全部又は一部に係る契約は終了するものとします。</u></p> <p><u>3 当社は、電話等サービスの全部又は一部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。</u></p> <p><u>4 当社は、第1項の規定により電話等サービスを廃止するときは、そのことを相当な期間において、あらかじめ契約者に通知します。</u></p>
<p>第44条～第53条の2（略）</p>	<p>第44条～第53条の2（略）</p> <p><u>(契約者に対する通知)</u></p> <p><u>第53条の3 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。</u></p> <p><u>(1) 当社のWebサイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。</u></p> <p><u>(2) 契約者が電話等サービス契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又はFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。</u></p>

～2020年4月30日	2020年5月1日～
<p>第54条（略）</p> <p>別記～附則（略）</p>	<p>(3) <u>契約者が電話等サービス契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。</u></p> <p>(4) <u>当社が契約者に対し、対面にて又は電話を用いて口頭で伝えます。この場合は、その口頭で伝えた時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。</u></p> <p>(5) <u>その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。</u></p> <p>第54条（略）</p> <p>別記～附則（略）</p>

～2020年4月30日

2020年5月1日～

附 則（令和2年3月11日 V Vサ第00616517号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和2年3月31日から実施します。ただし、第43条の2（サービスの廃止）及び第53条の3（契約者に対する通知）については、令和2年5月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の日において、次表のとおり改正前の規定における左欄のものを右欄のものに読み替えるものとします。

<u>電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）</u>	<u>電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）</u>
<u>電気通信番号規則第9条第1号</u>	<u>電気通信番号規則別表第1号</u>
<u>電気通信番号規則第9条第3号</u>	<u>電気通信番号規則別表第4号</u>
<u>電気通信番号規則第9条第4号</u>	
<u>電気通信番号規則第9条第5号</u>	<u>電気通信番号規則別表第5号</u>
<u>電気通信番号規則第9条第1項</u>	<u>電気通信番号規則別表第1号及び第4号</u>
<u>電気通信番号規則第10条第2号</u>	<u>電気通信番号規則別表第6号</u>
<u>電気通信番号規則第10条第1項第2号</u>	
<u>電気通信番号規則別表第1第10号</u>	
<u>電気通信番号規則第5条</u>	<u>電気通信番号規則別表第10号</u>

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金そ

～2020年4月30日	2020年5月1日～
	<p><u>他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p>4 <u>この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>